

室内空気の快適環境の管理指標と改善策

環境・健康

事務所則での室内空気的环境基準等は、『事業者が最低限守るべき基準』であって、『快適な職場環境の基準』ではありません。

この快適な環境の条件を示す資料として、1971年に労働省から中央労働災害防止協会へ『快適環境条件』について諮問され、同協会での研究委員会（委員長 三浦豊彦氏）で作成された試案（ビル事業所において適当と考えられる労働環境条件）があります。

下記表に、この思案で示されている条件を指標値とする、室内空気の快適環境の管理指標と改善策を示しました。

表. 室内空気の快適環境の管理指標と改善策

測定項目	環境管理指標		改善策	
浮遊粉じん量	喫煙による空気汚染の指標	0.15mg/m ³ 以下	・換気をよくする ・禁煙、空間分煙の実施	
一酸化炭素	不完全燃焼の指標 喫煙による空気汚染の指標	検出されない	・換気をよくする ・禁煙、空間分煙の実施	
二酸化炭素	換気量の指標 人による空気汚染の指標	1000ppm 以下	・換気をよくする ・気積を10m ³ /人以上とする	
気流	体の疲れ・冷房病等に関係	0.5m/s 以下	・風向、風速を調整する	
室温	作業性・快適性の指標		・冷暖房設備により室温をコントロールする	
		座業		軽作業
		夏 24~27℃		20~25℃
冬 20~23℃	18~20℃			
相対湿度	不快性・快適性の指標 インフルエンザ感染と関連	50%~60%	・加湿あるいは除湿する ・空調を行なう	

平成16年3月の事務所則の改正で、シックハウスの原因物質であるホルムアルデヒドの測定が追加されています。ホルムアルデヒドの基準は0.1mg/m³で、発生源は家具、室の建材などです。

省エネの観点から室温が管理されるようになり、快適な職場づくりの視点からの室温の管理が変わってきています。

kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	職場巡視、衛生診断	労働衛生コンサルティング
	事務所等の作業環境の状況	作業環境測定
	供給空気の清浄度	供給空気の清浄度測定
	作業環境関連設備の性能	作業環境関連設備の性能検査
改善	事務所等の作業環境の改善	作業環境関連設備の改善、設置
教育	労働衛生意識の向上	労働衛生教育